

● 今回のREACH規則 PC製品非対応に関するポイント

- ・部品や素材などを日本国内で製造し、そのものをEUへ輸出していなくとも、それらを使う製品が輸出される場合、REACH規則への対応が必要になる可能性がある。
- ・REACH規則はEU圏内で製造/輸入を行う企業が、『欧州化学庁』へ申請を行う。  
⇒EUへ輸出等を行わない場合、基本的にはREACH対応は不要。
- ・タキロンシーアイのPC製品は第30次SVHC規制対象 5物質うちの1つを**0.1%以上**、1.0%未満で含む。  
含有物質：2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール
- ・申請を行わなければいけない可能性が発生するのであって、**使用が禁止されるわけではない**。  
⇒定められた量を超えて輸入する場合に申請の義務が発生。

● REACH規則によって発生する義務とは

- ・情報伝達の義務  
SVHCに該当する物質を0.1重量%を超えて含有する成形品をEU圏内で製造/輸入する場合  
⇒利用者に対して安全に使用できる条件を示した情報を伝達しなければならない。
- ※ タキロンシーアイとして直接EUへPC製品の輸出は行っていませんが、サプライチェーン上の川下ユーザーへの伝達義務のため、情報発信を行っています。（HPへの記載、各種証明書発行）  
また、ユーザーから証明書関係（SDS, chemSHERPA等）の提出を求められる要因の1つにこの義務が関係していると考えられます。
- ・届出の義務  
成形品の中にSVHCに該当する物質を0.1重量%を超える量を含む および 1企業につき1トン/年を超える量を含む成形品をEU圏内で製造/輸入する場合  
⇒欧州化学品庁（ECHA）に届出をしなければならない。
- ※ タキロンシーアイのPC製品は対象物質を0.1%以上、1.0%未満で含んでいます。  
最大値の1%含有していると仮定して、該当物質を1トン/年を超える量となると、約100トン/年のPCをEU圏内へ輸入される場合に届出義務が発生すると考えられます。
- ※ 産業用の自動設備やロボットも成形品に該当すると考えられます。（PCはその成形品を構成する要素の一つ）  
そのため、SVHCに該当する物質を0.1重量%を超えて含有する成形品となると、重量あたりのSVHCの割合はより薄まると考えられます。

● 他社メーカーの動向

- ・住友ベークライト  
市場でのREACH非適合の情報なし  
REACHの調査資料にて、第30次SVHCの意図的含有はないといった表記。  
品種規格表などは最新のREACH情報の記載なし。（記載は2021年7月更新の第25次 219物質までの情報）
- ・AGC  
第30次SVHCでREACH非適合の市場での情報あり。カタログ等には情報記載なし。
- ・積水化学  
第30次SVHCでREACH非適合の市場での情報あり。

● 今後考えられる点

- REACH規則を自社の独自の環境基準に当てはめているユーザーも存在するかもしれませんが、  
そういったユーザーからはタキロンシーアイPCの使用NGの声がでる恐れあり。

【補足情報】

● REACH規則とは

REACH規則は、Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicalsの略称。

EU域内で製造・使用される化学物質は

- ・Registration(登録)
- ・Evaluation(評価)
- ・Authorisation(認可)
- ・Restriction(制限)

の義務が課されるというヨーロッパの化学物質管理の法規制（2007年6月1日～）

REACH規則にて決められている責務を果たさなければ、EUでの化学品の製造、上市または使用を行うことができません。

● SVHC（高懸念物質）とは

SVHC（Substances of Very High Concern）

欧州化学機関のホームページにリスト化されている、人体や環境に対して影響を及ぼす可能性のある高懸念物質のこと  
**2024年6月に第31次SVHCとして1物質が追加され、241物質となりました。**  
**毎年のように対象物質は増加しており、今後も増加すると考えられます。**